

## 岡山市生活困窮世帯受験料等支援金生活保護世帯分支給要綱

### 1 目的

進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、経済的課題を抱える世帯の子どもに対して、大学等受験料支援金及び模擬試験受験料支援金（以下「受験料等支援金」という。）を支給することにより、進学に向けたチャレンジを後押しすることを目的とする。

### 2 支給要件・対象費用・支給額

#### (1) 大学等受験料支援金

次のアの要件を満たす場合、イ及びウに基づき大学等受験料支援金を支給する。

##### ア 支給要件

申請時点で次のいずれにも該当すること。

- (ア) 岡山市生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業実施要領に基づく学習支援事業に登録等している子ども又はその子どもを現に扶養している者
- (イ) 岡山市に居住する生活保護受給世帯

##### イ 対象費用

大学、短期大学、専修学校（専門課程）及び高等専門学校（4年時）（以下「大学等」という。）を受験する際の受験料

##### ウ 支給額

イに該当するものとして支払った費用（その額の合計が子ども1人あたり1年度につき53,000円を超えるときは53,000円とする）

#### (2) 模擬試験受験料支援金

次のアの要件を満たす場合、イ及びウに基づき模擬試験受験料支援金を支給する。

##### ア 支給要件

(1)アに規定する支給対象要件を準用する。

##### イ 対象費用

進学のための受験に向けた模擬試験の受験料

##### ウ 支給額

- (ア) 大学等を受験する年度に受ける模擬試験の受験料として支払った費用（その額の合計が子ども1人あたり1年度につき8,000円を超えるときは8,000円とする）
- (イ) 中学校3年生が進学のための受験に向けた模擬試験の受験料として支払った費用（その額の合計が子ども1人あたり1年度につき6,000円を超えるときは6,000円とする）

#### (3) その他留意事項

ア 受験料等支援金の支給を申請することができる者は2(1)ア及び2(2)アの支給要件に該当する者とする。

イ 受験料等支援金の支給対象となる子どもは、申請時点で20歳未満の者であって、申請した年度と同じ年度に大学等又は模擬試験を受験するものとする。

ウ 2(1)ウ及び2(2)ウに規定する支給額は、本要綱に基づく支援金の支給額及び他の自治体等による本要綱に基づく支援金と同様の支援金等（「岡山市生活困窮世帯受験料等支援金ひとり親家庭分支給要綱」に基づく支援金を含む。エにおいて同じ。）の支給額の合計額とする。

エ 同一の子どもにかかる同一の受験料について、他の自治体等による本要綱に基づく支援金と同様の支援金等を受給している場合は、本要綱に基づく支援金は支給しない。

オ 2(1)ア(ア)の「学習支援事業に登録等している子ども」とは、現に学習支援を受けていないが学習支援事業の対象世帯に属する子どもを含む。

### 3 支給手続等

(1) 受験料等支援金の支給を受けようとする者は、岡山市生活困窮世帯受験料等支援金生活保護世帯分支給申請書（様式第1号）に次の必要書類を添えて、市長に提出するものとする。（上限額に達するまで複数回に分けての申請可）

ア 受験料支払領収書等の写し（受験者及び受験料支払者の氏名が確認できるもの）

イ その他市長が必要と認めたもの

(2) 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、受験料等支援金の支給を決定し、岡山市生活困窮世帯受験料等支援金生活保護世帯分支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(3) 受験料等支援金の支給は、申請書で指定した銀行口座へ振り込むものとする。ただし、やむを得ない事情により、市長が必要と認めた場合は、その他の方法による支給を行うことができる。

(4) 虚偽又は不正の手段により支給を受けた者があるときは、市長は、支給決定を取り消し、又は既に支給した額を返還させることができる。

(5) (1)の申請期限は、対象となる大学等又は模擬試験を受験した年度の3月31日とする。

### 4 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

岡山市生活困窮世帯受験料等支援金生活保護世帯分支給申請書				
フリガナ		支給対象者 との続柄		
氏名				
住所	〒			
電話				
申 立 事 項	1. 支給対象者			
	フリガナ	生年月日	年 月 日	
	氏名	(年齢)	( 歳)	
	2. 支給を申請する受験料			
	大学等名	受験日	受験料(円)	備考
	大学等受験料 合計			
	模擬試験名	受験日	受験料(円)	備考
模擬試験受験料 合計				
上記の申立事項に相違なく、岡山市生活困窮世帯受験料等支援金生活保護世帯分支給要綱の規定により、必要書類を添えて受験料等支援金の支給を申請します。 裏面記載の誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。 令和 年 月 日 岡 山 市 長 様 申請者署名 _____				

【受取口座記入欄】

生活保護費受取口座と同じ (以下、金融機関名等記入省略可)

金融機関名	支店名	口座種別	口座番号					口座名義 (カナ)
		普通 当座						

(添付書類)

- 受験料支払領収書等の写し (受験者及び受験料支払者の氏名が確認できるもの)
- 振込先口座が分かる書類 (通帳の該当部分の写し等) ※生活保護費受取口座と同じ場合は添付不要

## 誓約事項

- 1 支給対象となる受験料について、他の自治体等に対し重複して受験料支援を申請していないこと。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが暴力団員ではないこと。
- 3 偽りその他不正の行為によって生活困窮世帯受験料等支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還すること。
- 4  過去に本支援金と同様の支援金等を受けたことがない  
または、  
 過去に本支援金と同様の支援金等を受けたことがある
  - ・支援金等の名称：
  - ・受けた年度：
  - ・受けた金額：
  - ・対象者：
  - ・大学等名称：

## 同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が取り消しされること。
  - ① 申請内容に偽りがあった場合
  - ② 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者（以下「受給者等」という。）が暴力団員と判明した場合
  - ③ 支給決定後、受給者等が禁固刑以上の刑に処された場合
  - ④ 支給決定後、受給者等が他の自治体等から重複して受験料支援を受けた場合
- 2 支給要件の確認に必要な範囲で、申請者等の生活保護の利用状況等につき、官公署その他の機関、関係者（以下「関係機関」という。）に照会すること。

また、実施主体の照会に対し、関係機関が報告することについて、申請者等が同意している旨を関係機関に伝えること。
- 3 学習支援や生活支援の実施に必要な範囲で、生活困窮世帯受験料等支援金受給者の情報について、自立相談支援機関、福祉事務所、学習支援事業受託事業者に提供すること。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体が官公署から情報を求めること。

様

岡 山 市 長

岡山市生活困窮世帯受験料等支援金生活保護世帯分支給決定通知書

令和 年 月 日 付けで申請された岡山市生活困窮世帯受験料等支援金について、  
下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 支給対象者

2 支給決定額

大学等受験料	円
模擬試験受験料	円
合 計	円

3 支給方法

指定された口座への振込による

4 振込予定日

5 そ の 他